

補助金申請書

山室木材工業株式会社 行

申請者 氏名

住所

電話番号

米原市内の解体工事に際し、下記の通り補助金の交付を申請いたします。

1.申請日	西暦 年 月 日
2.施工先住所 (※要図面等別紙添付)	
3.施工期間(予定)	着手 西暦 年 月 日 完了 西暦 年 月 日
4.解体施工業者の名称・住所	施工業者名称 : 住所 : 担当者氏名 : 電話番号 :
5.金融機関名 (※要通帳コピー別紙添付)	
口座番号	普通 / 当座
支店名	
(フリガナ) 名義人	
【参考】補助金の決定	~5t 未満 : 1万円 5t 以上~10t 未満 : 5万円 10t 以上 : 10万円

- ※ 本補助金の申請締め切りは 2025 年 3 月 31 日必着までとなります。
- ※ 補助金申請総額が予算額を超過次第、受付を終了いたします。
- ※ 補助金の交付は、「完了報告書件請求書」受理後の振込みとなります。(別紙1)
- ※ 本書申請を以って、申請者は裏面「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に同意するものとします。
- ※ 申請内容に事実との相違・虚偽記載が認められた場合、申請及び補助金の交付を取り消すことがあります。

【お問合せ先】

山室木材工業(株) 補助金申請事務局

〒521-0244 滋賀県米原市大野木 1801-1

080-9945-3704 (補助金申請専用ダイヤル)

平日 8:30~17:00(年末年始・お盆・GWを除く。)

※おかけ間違いのないようご注意ください。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

以上